小規模事業者持続化補助金＜一般型　通常枠＞

第 20 回公募

参考資料

| 重要 |

(1)本資料と併せて、「公募要領」、「申請時によくあるご質問」を必ず確認の上、応募してください。
(2)本資料については、必要に応じて改定されることがあります。申請時には最新の資料を地区ごとのホームページからご確認ください。
＜商工会地区＞
[URL]https://official.jizokukanb.com/
＜商工会議所地区＞
[URL]https://r6.jizokukahojokin.info/

2026 年10月
小規模事業者持続化補助金事務局
（商工会地区：株式会社ニューズベース）
（商工会議所地区：株式会社日本経営データ・センター）

記載事項一覧

1	業種の考え方	P. 2
2	反社会的勢力排除に関する誓約事項	P. 3
3	販路開拓のための取組事例等	P. 4
4	業務効率化（生産性向上）のための取組事例等	P. 5
5	ウェブサイト関連費となる経費例等	P. 6
6	賃金引上げ特例・賃上げ加点について	P. 6
7	労働基準法に基づく賃金台帳・労働者名簿の記載事項	P.10
8	地域別最低賃金引上げ加点について	P.10
9	アトツギ甲子園（後継者支援加点）	P.12
10	各受付締切回における「基準日」	P.13
11	消費税等仕入控除税額	P.13
12	旅費の支給基準	P.13
13	中小企業の会計に関する基本要領等について	P.25
14	地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ：リーサス）	P.25
15	収益納付	P.25
16	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める「過疎地域」	P.26
17	中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー	P.27
18	事業スキーム図	P.32

1. 業種の考え方

＜商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）＞

「他者から仕入れた商品を販売する（＝他者が生産したモノに付加価値をつけることなく、そのまま販売する）事業」、「在庫性・代替性のない価値（＝個人の技能をその場で提供する等の流通性がない価値）を提供する事業」のことを言います。自身で生産、捕獲・採取した農水産物を販売するのは「商業・サービス業」ではなく「製造業その他」に分類されます。

＜サービス業のうち宿泊業・娯楽業＞

「宿泊を提供する事業（また、その場所で飲食・催事等のサービスを併せて提供する事業も含まれる。）＜日本標準産業分類：中分類 75（宿泊業）＞」「映画、演劇その他の興行および娯楽を提供する事業、ならびにこれに附帯するサービスを提供する事業＜同：中分類 80（娯楽業）＞」のことを言います。

＜製造業その他＞

「自者で流通性のあるモノ（ソフトウェアのような無形の商品や無形の価値を含む）を生産する事業、他者が生産したモノに加工を施したりするなどして、更なる価値を付与する事業（在庫性のある商品を製造する事業）」のことを言います。

なお、「商業・サービス業」、「宿泊業・娯楽業」、「製造業」の定義に当てはめることが難しい事業（建設業、運送業等）や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他」として、「製造業その他」の従業員基準を用います。

【例：飲食店】
〇調理技能を用いて生産した料理をその場で提供するのみ
⇒商業・サービス業
〇調理技能を用いて流通性のある弁当、総菜、お土産を作っている
⇒製造業

【例：本屋】
〇出版社・取次から仕入れた書籍をそのまま販売するのみ
⇒商業・サービス業
〇自社の知覚とノウハウをもとに、小説と小説内に登場する料理を提供する飲食店を掲載した案内雑誌を「文字と舌で楽しみたいグルメセット」等として販売している
⇒製造業（他者が生産したモノに新たな価値を付与している）

2. 反社会的勢力排除に関する誓約事項

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2)暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3)暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
(4)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
(5)総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
(6)社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
(7)特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
(8)前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
イ　前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
ロ　前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
ハ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
ニ　前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
ホ　その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

3. 販路開拓のための取組事例等

○本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の販路開拓等の取組を支援するものです。
○開拓する販路として対象とすることができる市場の範囲は、日本国内に限らず海外市場も含むことができるものとします。また、消費者向け、企業向け取引のいずれも対象となります。
○事業を開始して間もない事業者が行う、集客・店舗認知度向上のためのオープンイベント等の取組も対象となります。
○本事業の完了後、概ね 1 年以内に売上げにつながることが見込まれる事業活動（＝早期に市場取引の達成が見込まれる事業活動）とします。

○下記 URL において、小規模事業者持続化補助金の事例が確認できますのでご参照ください。
ミラサポ Plus ホームページ

補助金の活用事例 ｜ 補助金活用ナビ（中小機構）

補助対象となり得る販路開拓等（生産性向上）の取組事例
補助事業計画入力（様式２）画面の「2.販路開拓等（生産性向上）の取組内容」に記載いただく取組イメージです。それぞれの取組の補助対象経費の詳細は公募要領「7. 補助対象経費」をご覧ください。 ・新商品を陳列するための棚の購入 ・新たな販促用チラシの作成、送付 ・新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告等） ・新たな販促品の調達、配布 ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加 ・新商品の開発 ・新たな販促用チラシのポスティング ・国内外での商品PRイベントの実施 ・新商品開発にともなう成分分析の依頼 ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。） ※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可 「不動産の取得」に該当する工事について 「建物の増築・増床」や「小規模な建物（コンテナハウス等）の設置」の場合、「不動産の取得」に該当する以下の 3 つの要件すべてを満たすものは、補助対象外となります。（固定資産税の課税客体である「家屋」の認定基準の考え方を準用） （ア）外気分断性： 屋根および周壁またはこれに類するもの（三方向以上壁で囲われている等）を有し、独立して風雨をしのぐことができること。一方、支柱と屋根材のみで作られた飲食店の戸外テラス席や、駐輪場・カーポート等、周壁のないものは「外気分断性」は認められないため、「不動産の取得」には該当しない （イ）土地への定着性： 基礎等で物理的に土地に固着していること。一方、コンクリートブロックの上に、市販の簡易物

置やコンテナを乗せただけの状態のものは「土地への定着性」は認められないため、「不動産の取得」には該当しない

（ウ）用途性：

建造物が家屋本来の目的（居住・作業・貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供しうる一定の利用空間が形成されていること

4. 業務効率化（生産性向上）のための取組事例等

販路開拓とあわせて行う業務効率化（生産性向上）の取組を行う場合には、業務効率化（生産性向上）の取組についても、補助対象事業となります。業務効率化には、「サービス提供等プロセスの改善」および「IT利活用」があります。

○下記のイメージのような新たな業務効率化（生産性向上）の取組を行う場合には、補助事業計画入力（様式 2）画面にて「3．業務効率化（生産性向上）の取組内容」に、取組内容を簡潔に記入してください。

○本補助金における業務効率化（生産性向上）の取組への補助は、副次的な支援ですので、「3．業務効率化（生産性向上）の取組内容」に記載が無くとも構いません。（業務効率化（生産性向上）の取組による補助上限額の引き上げはありません。）

○「3．業務効率化（生産性向上）の取組内容」を記載して、採択を受けた場合には、販路開拓等の取組に係る経費のほか、業務効率化（生産性向上）の取組に係る経費についても、定められた経費区分の範囲内で補助対象となります。

○補助事業計画入力（様式 2）画面の「2.販路開拓等（生産性向上）の取組内容」に販路開拓等の内容の記載がなく、「3．業務効率化（生産性向上）の取組内容」の記載のみでは申請できませんので、ご注意ください。

補助対象となり得る業務効率化（生産性向上）取組事例

補助事業計画入力（様式 2）画面の「3．業務効率化（生産性向上）の取組内容」に記載いただく取組イメージです。それぞれの取組の補助対象経費の詳細は、公募要領「7．補助対象経費」をご覧ください。

＜「サービス提供等プロセスの改善」の取組事例イメージ＞

・従業員の作業導線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装

＜「IT利活用」の取組事例イメージ＞

・新たに倉庫管理システムのソフトウェアを購入し、配送業務を効率化する

・新たに労務管理システムのソフトウェアを購入し、人事・給与管理業務を効率化する

・新たに POS レジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化する

・新たに経理・会計ソフトウェアを購入し、決算業務を効率化する

5. ウェブサイト関連費となる経費例等

以下に類する経費は、申請内容にかかわらずウェブサイト関連費として取り扱います。広報費のみ、またはウェブサイト関連費のみでの申請はできませんが、両経費を組み合わせた申請は可能です。各経費区分の上限は、賃金引上げ特例等により補助上限額が引き上がる場合でも変更されません。経費が広報費のみ、ウェブサイト関連費のみになった場合は、不採択となりますのでご注意ください。

①ウェブサイト等で使用するロゴデザイン費
○ホームページに掲載するロゴ ○ホームページに掲載する動画に使用するロゴ ※ウェブサイト、チラシのどちらにも同じものを使用する場合は、ウェブサイト関連費となります。
②ホームページや動画字幕の翻訳
○ウェブサービスの紹介ページおよび利用方法の翻訳 ○ホームページテキストの英語翻訳
③ウェブ上で公開するもの
○EC モールへの出店に係る初期費用 ○EC モール・ホームページに掲載する写真の制作費用 ○EC モール・ホームページの構築費 ○動画共有サービスへ掲載する動画 ○ホームページ上に載せる動画 ※SNS 広告・インターネット広告のみに使用する画像・動画等は広報費となります。 ※上記ウェブ上で公開するものと SNS 広告・インターネット広告に使用する画像・動画等をどちらも使用する場合は、ウェブサイト関連費となります。
④WEB アプリケーションの導入
○自社のために開発を依頼したウェブアプリの導入 ○業務効率化（生産性向上）のための取り組みに関わるウェブアプリの導入
⑤システム開発、ソフトウェア
○顧客管理システムの構築、アプリケーション開発 ○販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア

6. 賃金引上げ特例・賃上げ加点について

【必要な手続き】

○賃金引上げ特例または賃上げ加点を希望する場合、公募申請時は利用する特例・加点を選択します。比較期間（賃上げ前）の従業員情報および必要書類は、採択後、交付決定までに入力・提出し、算定期間（賃上げ後）の従業員情報および必要書類は実績報告時に入力・提出します。

○賃金引上げ特例を選択した場合、補助事業終了予定日は補助事業実施期限日（2028 年 3 月 31 日）に

設定してください。補助事業自体を早期に終了した場合でも、賃金引上げ要件の確認期間は 2028 年 3 月 31 日までとなるため、同日より前に実績報告を行うことはできません。

【比較対象期間】

○算定期間（賃上げ後）は、補助事業実施期限日（2028 年 3 月 31 日）を終点とする 2027 年 4 月から 2028 年 3 月までの 12 か月です。比較期間（賃上げ前）は、その前年同月である 2026 年 4 月から 2027 年 3 月までの 12 か月です。期間を任意に選択することはできません。

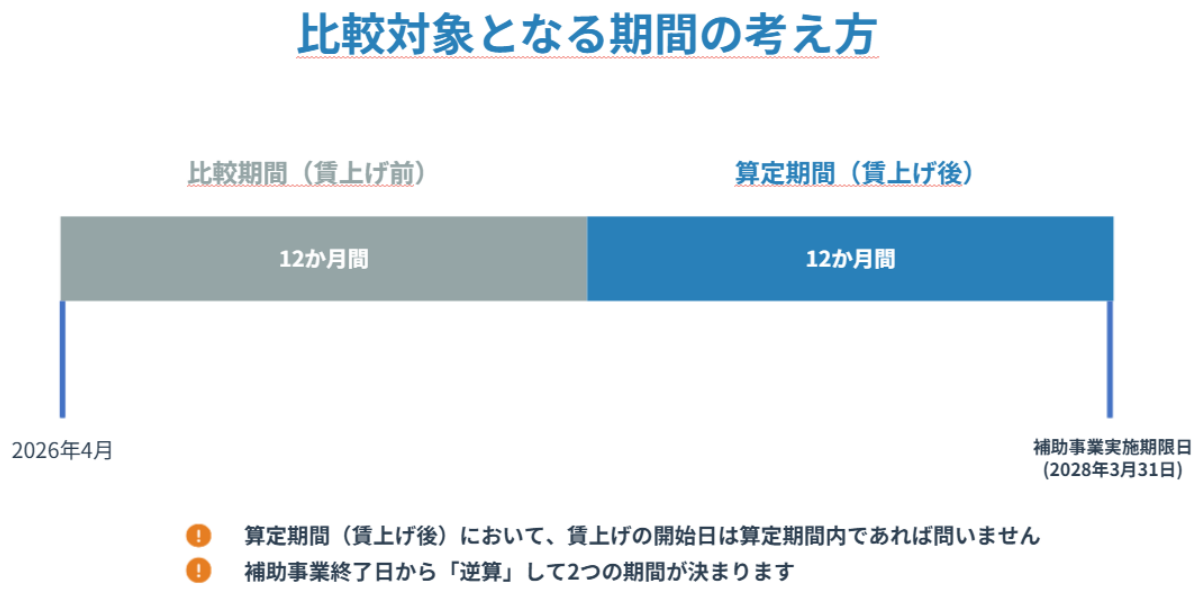

○賃上げを特定の日に一斉に実施する必要はありません。各月の一時的な増減ではなく、12 か月全体の 1 人あたり給与支給総額により判定します。

【計算の全体像】

○計算は、「①正社員の所定労働時間」、「②従業員ごとの正社員換算人数」、「③換算総労働者数」、「④1 人あたり給与支給総額」、「⑤比較期間（賃上げ前）後の上昇率」の順に行います。

手順	計算内容	**計算式**
①	各月の正社員所定労働時間	1 日の所定労働時間 × 当月の正社員所定労働日数
	12 か月の正社員所定労働時間	各月の正社員所定労働時間の合計
②	従業員ごとの正社員換算人数	12 か月の換算対象時間合計 ÷ 12 か月の正社員所定労働時間合計（上限 1 人）
③	換算総労働者数	従業員ごとの正社員換算人数の合計
④	1 人あたり給与支給額	年間の給与総額 ÷ 換算総労働者数
⑤	上昇率	（算定期間（賃上げ後）－比較期間（賃上げ前））÷ 比較期間（賃上げ前）× 100

【正社員所定労働時間の算出】

○各月についてシステム上に「1 日の所定労働時間」と「当月の正社員の所定労働日数」を入力します。

年月	1 日の所定労働時間	当月の正社員所定労働日数	当月の正社員所定労働時間
2026 年 4 月	8 時間	22 日	8 時間 × 22 日 ＝ 176 時間
2026 年 5 月	8 時間	20 日	8 時間 × 20 日 ＝ 160 時間
2026 年 6 月	8 時間	22 日	8 時間 × 22 日 ＝ 176 時間
以降の各月	各月の勤務条件	会社カレンダー等に基づく日数	同じ方法で計算
12 か月合計	—	—	各月の所定労働時間の合計

※「当月の正社員の所定労働日数」は、店舗等の営業日数ではなく、正社員が労働条件上勤務する日数です。労働条件通知書、就業規則、会社カレンダー等に基づいて入力してください。

○正社員が在籍していない場合でも、会社として正社員の所定労働時間を定めている場合は、その勤務条件を使用します。

【従業員ごとの換算対象時間】

従業員区分	**各月の換算対象時間**	**12 か月の正社員換算人数**
正社員	当月の正社員所定労働時間	—
パートタイム従業員	当月の実労働時間	12 か月の実労働時間合計 ÷ 12 か月の正社員所定労働時間合計（上限 1 人）
時短の正社員（算定に含める場合）	時短勤務中の所定労働時間	12 か月の時短勤務中所定労働時間合計 ÷ 12 か月の通常勤務正社員所定労働時間合計（上限 1 人）

○正社員換算人数は、パートタイム従業員の 12 か月の実労働時間を、正社員の 12 か月の所定労働時間で除して正社員相当人数に換算します。換算結果が 1 人を超える場合は、1 人を上限とします。

○時短勤務者は算定対象から除外できます。産前産後休業、育児休業、介護休業等の期間であっても会社から給与が支給されており、算定対象に含む場合は、その給与を算定に含めます。
国からの給付金等のみで、会社から給与が支給されていない月は給与支給月として扱いません。

【計算例（正社員 1 名・パートタイム従業員 1 名）】

前提：正社員の所定労働時間は毎月 160 時間、パートタイム従業員の実労働時間は毎月 55 時間とします。正社員の年間給与支給総額は 3,600,000 円、パートタイム従業員は 990,000 円とします。

計算項目	計算	結果
正社員の 12 か月所定労働時間	160 時間 × 12 か月	1,920 時間

パートの 12 か月実労働時間	55 時間 × 12 か月	660 時間
パートの換算人数	660 時間 ÷ 1,920 時間 ＝ 0.343…	0.34 人（小数点以下第 3 位切捨て）
換算総労働者数	1.00 人 ＋ 0.34 人	1.34 人
給与支給総額	3,600,000 円 ＋ 990,000 円	4,590,000 円
1 人あたり給与支給総額	4,590,000 円÷1.34	3,425,373 円（小数点以下第 3 位切捨て）

○算定期間（賃上げ後）も同じ換算総労働者数で、正社員の年間給与支給総額が 3,720,000 円、パートタイム従業員が 1,020,000 円となった場合、算定期間（賃上げ後）の 1 人あたり給与支給額は約3,537,313円です。（3,720,000 ＋ 1,020,000）÷ 1.34 ＝ 3,537,313

上昇率 ＝（3,537,313 － 3,425,373）÷ 3,425,373 × 100 ＝ 3.26%（小数点以下第 3 位切捨て）

この例では 3.0%以上となるため賃金引上げ特例の要件を満たし、2.0%以上でもあるため賃上げ加点の要件も満たします。

【対象従業員と給与支給総額】

○比較期間（賃上げ前）12 か月の算定対象者は、比較期間（賃上げ前）12 か月各期間について、全月分の給与支給を受けた従業員です。

○算定期間（賃上げ後）12 か月の算定対象者は、算定期間（賃上げ後）12 か月各期間について、全月分の給与支給を受けた従業員です。

○比較する従業員は、同じ従業員である必要はありません。

○給与は支払日を基準に確認します。月末締め翌月払い等、給与支払サイクルにより、提出する賃金台帳の対象月が事業者ごとに異なる場合があります。

○月途中の入社・退職であっても、比較期間の全月について給与支給が確認できる場合は対象の従業員となり得ます。

○給与支給総額には、給料、賃金、残業代、賞与等を含みます。福利厚生費、法定福利費、退職金、実費精算額、会社負担の社宅費用等は含みません。

○比較期間（賃上げ前）12 か月のいずれかの月で算定対象従業員が存在しない場合は、1 人あたり給与支給総額を算出できないため、特例・加点の対象外となります。

○算定期間（賃上げ後）12 か月のいずれかの月で算定対象従業員が存在しない場合は、1 人あたり給与支給総額を算出できないため、特例・加点の対象外となります。

※実績報告時に上昇率を算出できない場合または要件を満たさない場合は、特例による上乗せ部分のみではなく、補助金全体が交付されません。

【端数処理】

○正社員換算人数、1 人あたり給与支給総額および上昇率は、小数点以下第 3 位を切り捨てて算出します。

【必要な証憑書類】

○採択後交付決定までに、比較期間（賃上げ前）12 か月の補助事業実施場所における全従業員分（役員、専従者従業員を除く）の 12 か月分の賃金台帳および雇用条件が確認できる書類（労働条件通知書、雇用契約書等）を提出します。

○実績報告時に算定期間（賃上げ後）12 か月の賃金台帳および雇用条件が確認できる書類（労働条件通知書、雇用契約書等）を提出します。

7. 労働基準法に基づく賃金台帳・労働者名簿の記載事項

○賃金台帳

（1）氏名
（2）性別
（3）賃金計算期間
（4）労働日数
（5）労働時間数
（6）時間外労働の労働時間数
（7）休日労働の労働時間数
（8）深夜労働の労働時間数
（9）基本給や手当等の種類とその金額
（10）控除項目とその金額

※賃金台帳と給与台帳は異なります。必ず要件を満たす賃金台帳をご提出ください。

○労働者名簿

（1）労働者の氏名
（2）生年月日
（3）履歴
（4）性別
（5）住所
（6）従事する業務の種類
（7）雇入れの年月日

8. 地域別最低賃金引上げ加点について

○地域別最低賃金引上げ加点は、時間換算額にて対象か否かを判断します。

○年俸制、月給制、歩合給制等の場合は、次のような考え方で時間換算額を算出する必要があります。
なお、「所定労働日数」「所定労働時間数」は、就業規則や労働契約に定められた、休日勤務や時間外労働を除く日数・時間数です。
※連続する3ヶ月の平均ではなく、3ヶ月全ての月で直近の改定額を下回っている必要があります。

① 年俸制の場合：

時間換算額＝年俸総額（次項で構成要素に算入されるもののみ）÷1 年間の所定労働時間数（所定労働日数×1 日の所定労働時間数）

②月給制の場合：
時間換算額＝対象期間（連続した 3 か月）の給与支払時における月給（次項で構成要素に算入されるもののみ）÷1 か月平均所定労働時間数

※1 か月平均所定労働時間数＝（365 日－1 年の休日合計日数）×1 日の所定労働時間数÷12 か月

③日給制の場合：
時間換算額＝対象期間（連続した 3 か月）の給与支払時における日給（次項で構成要素に算入されるもののみ）÷1日の所定労働時間数

④歩合給（インセンティブ給）の適用がある場合の、歩合給部分の時間換算額の算定方法：
（ア） 完全歩合給制の場合については、対象期間（連続した３か月）の歩合給の平均時間単価を算出（雇入れ後 1 年未満の場合は、雇用されてからの期間で算出）
（イ） 固定給との併用の場合、①～③の方法で算出した基本給の「時間給または時間換算額」に、歩合給の時間単価を合算

※時間換算額の算出については、厚生労働省 HP をご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/chingin/newpage 43899.html

○「時間給または時間換算額」の構成要素
＜算入されるもの＞
毎月支払われる基本的な賃金（基本給、役職手当・職務手当等）、例外として固定残業手当、役員報酬は算入されません
＜算入されないもの（以下に類するもの）＞
時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当、通勤手当、家族手当、精皆勤手当、臨時の賃金（結婚祝賀金等）、1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
○申請受付開始日（2026 年 11 月 5 日）時点で、当年の地域別最低賃金が改定済みか未改定かにより、確認する期間が異なります。
○当年の最低賃金が改定済みの地域は、前年の改定から当年の改定の間でのいずれか連続する 3 か月が対象となります。
○当年の最低賃金が未改定の地域は、前々年の改定から前年の改定の間でのいずれか連続する 3 か月が対象となります。
○地域ごとに最低賃金の発効日が異なるため、対象となる 3 か月の具体的な期間は、事業場が所在する都道府県の最低賃金発効日を確認してください。

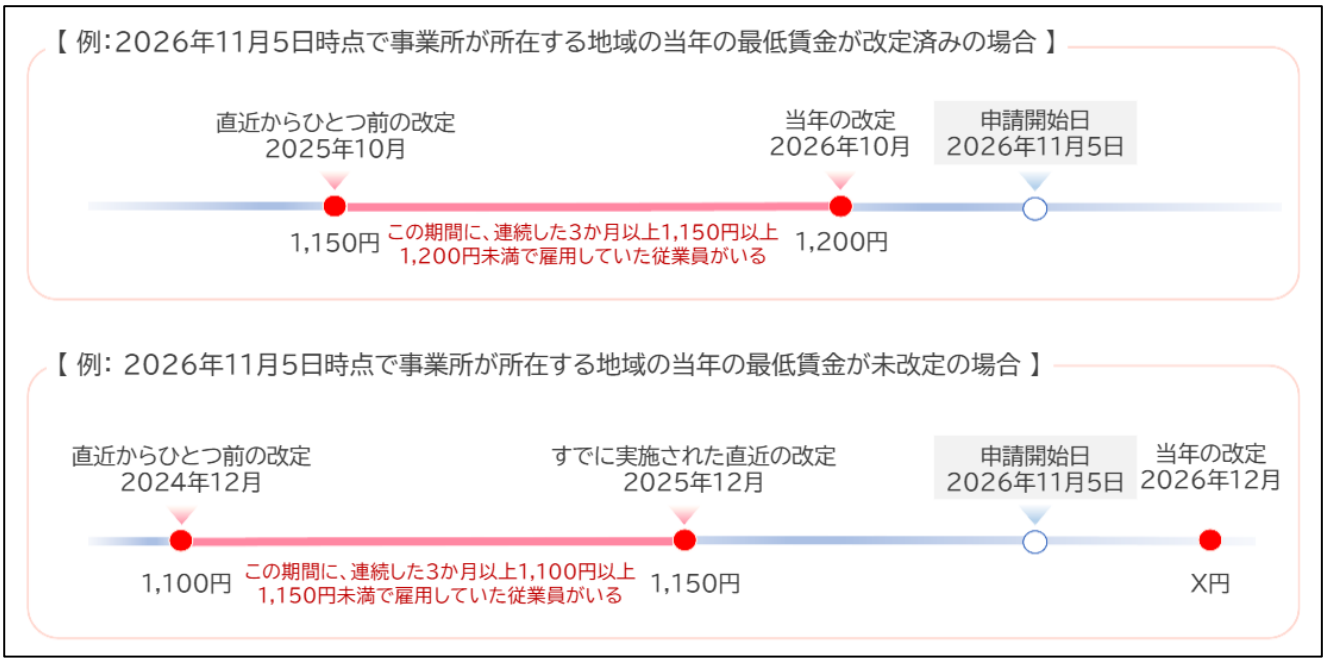

【必要な書類】

〇該当する従業員の労働基準法に基づく連続した 3 か月分の賃金台帳の写しを提出。

〇該当する従業員の雇用条件(1 日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写し(雇用契約書、労働条件通知書等)を提出。(対象期間に対応したもの)

※必要書類は、対象期間(連続した 3 か月)のものをご提出ください。

9. アトツギ甲子園(後継者支援加点)

全国各地の中小企業の後継者(アトツギ)が、新規事業アイデアを競うピッチイベントです。

詳細は下記公式ホームページをご覧ください。

https://atotsugi-koshien.go.jp/

10. 各受付締切回における「基準日」

受付締切回	受付締切日	「事業承継加点」の付与を希望する事業者の代表者の満年齢の基準日	「経営力向上計画加点」の対象となる認定日の期限
第 17 回	2025 年 6 月 13 日	2025 年 4 月 30 日	2025 年 4 月 30 日
第 18 回	2025 年 11 月 28 日	2025 年 9 月 30 日	2025 年 9 月 30 日
第 19 回	2026 年 4 月 30 日	2026 年 4 月 30 日	2026 年 4 月 30 日
第 20 回	2026 年 12 月 15 日	2026 年 9 月 30 日	2026 年 9 月 30 日

11. 消費税等仕入控除税額

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げにともなう預かり消費税の対象にはなりません。

補助事業に係る課税仕入れにともない、還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、原則として予め補助対象経費から消費税額を減額しておくこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
② 免税事業者である補助事業者
③ 簡易課税事業者である補助事業者
④ ３割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）事業者である補助事業者

・基本情報入力画面の「消費税の適用に関する事項」の選択区分
・経費明細表・資金調達方法（様式３）画面の「課税区分」の選択区分
に記載の区分には、以下を確認のうえ、選択してください。

事業者の区分	課税事業者	免税・簡易課税・3 割特例事業者
補助対象経費の記載	「税抜」を選択	「税込」を選択可能

12. 旅費の支給基準

補助対象経費に計上する旅費は、国が定める支給基準を踏まえた基準により算出することとします。

〇最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の実費により計算する。
〇宿泊費は国家公務員等の旅費支給規定第十四条に基づく金額を上限とする。

国内旅費（税別）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）		
北海道	15,000 円	滋賀県	11,000 円
青森県	12,000 円	京都府	20,000 円
岩手県	10,000 円	大阪府	16,000 円
宮城県	12,000 円	兵庫県	17,000 円
秋田県	11,000 円	奈良県	12,000 円
山形県	10,000 円	和歌山県	11,000 円
福島県	9,000 円	鳥取県	9,000 円
茨城県	11,000 円	島根県	12,000 円
栃木県	11,000 円	岡山県	14,000 円
群馬県	12,000 円	広島県	14,000 円
埼玉県	16,000 円	山口県	9,000 円
千葉県	17,000 円	徳島県	10,000 円
東京都	21,000 円	香川県	15,000 円
神奈川県	16,000 円	愛媛県	12,000 円
新潟県	16,000 円	高知県	12,000 円
富山県	11,000 円	福岡県	17,000 円
石川県	10,000 円	佐賀県	11,000 円
福井県	10,000 円	長崎県	13,000 円
山梨県	13,000 円	熊本県	14,000 円
長野県	13,000 円	大分県	11,000 円
岐阜県	13,000 円	宮崎県	11,000 円
静岡県	12,000 円	鹿児島県	11,000 円
愛知県	12,000 円	沖縄県	12,000 円
三重県	12,000 円		

外国旅費

地域	国名	地名	宿泊費基準額（一夜につき）
アジア	インド	ニューデリー	22,000 円
		コルカタ	12,000 円
		チェンナイ	13,000 円
		ベンガルール	19,000 円
		ムンバイ	22,000 円
		その他の地	14,000 円
	インドネシア	ジャカルタ	17,000 円
		スラバヤ	11,000 円
		デンパサール	12,000 円
		メダン	9,000 円

地域	国名	地名	宿泊費基準額(一夜につき)
		その他の地	13,000 円
	カンボジア	プノンペン	21,000 円
		その他の地	21,000 円
	シンガポール	シンガポール	35,000 円
		その他の地	34,000 円
	スリランカ	コロンボ	23,000 円
		その他の地	22,000 円
	タイ	バンコク	23,000 円
		チェンマイ	19,000 円
		その他の地	19,000 円
	大韓民国	ソウル	29,000 円
		済州	24,000 円
		釜山	18,000 円
		その他の地	23,000 円
	中華人民共和国	北京	18,000 円
		広州	17,000 円
		上海	17,000 円
		重慶	13,000 円
		瀋陽	9,000 円
		青島	12,000 円
		香港	30,000 円
		その他の地	17,000 円
	ネパール	カトマンズ	12,000 円
		その他の地	12,000 円
	パキスタン	イスラマバード	32,000 円
		カラチ	32,000 円
		その他の地	35,000 円
	バングラデシュ	ダッカ	38,000 円
		その他の地	27,000 円
	東ティモール	ディリ	19,000 円
		その他の地	19,000 円
	フィリピン	マニラ	23,000 円
		セブ	31,000 円
		ダバオ	22,000 円
		その他の地	22,000 円
	ブルネイ	バンダルスリブガワン	29,000 円
		その他の地	20,000 円
	ベトナム	ハノイ	15,000 円

地域	国名	地名	宿泊費基準額(一夜につき)
		ダナン	14,000 円
		ホーチミン	15,000 円
		その他の地	14,000 円
	マレーシア	クアラルンプール	15,000 円
		ペナン	14,000 円
		その他の地	16,000 円
	ミャンマー	ヤンゴン	17,000 円
		その他の地	19,000 円
	モルディブ	マレ	54,000 円
		その他の地	54,000 円
	モンゴル	ウランバートル	24,000 円
		その他の地	24,000 円
	ラオス	ビエンチャン	17,000 円
		その他の地	17,000 円
	その他の国		17,000 円
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	27,000 円
		シドニー	29,000 円
		パース	29,000 円
		ブリスベン	28,000 円
		メルボルン	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	キリバス	タラワ	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	サモア	アピア	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	ソロモン	ホニアラ	25,000 円
		その他の地	26,000 円
	トンガ	ヌクアロファ	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	ニュージーランド	ウェリントン	24,000 円
		オークランド	27,000 円
		その他の地	24,000 円
	バヌアツ	ポートビラ	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	パプアニューギニア	ポートモレスビー	38,000 円
		その他の地	38,000 円
	パラオ	コロール	26,000 円
		その他の地	26,000 円

地域	国名	地名	宿泊費基準額(一夜につき)
	フィジー	スバ	31,000 円
		その他の地	34,000 円
	マーシャル	マジュロ	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	ミクロネシア	コロニア	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	その他の国		25,000 円
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	58,000 円
		アトランタ	36,000 円
		サンフランシスコ	49,000 円
		シアトル	43,000 円
		シカゴ	44,000 円
		デトロイト	49,000 円
		デンバー	36,000 円
		ナッシュビル	36,000 円
		ニューヨーク	64,000 円
		ハガッニャ	30,000 円
		ヒューストン	29,000 円
		ボストン	59,000 円
		ホノルル	47,000 円
		マイアミ	39,000 円
		ロサンゼルス	42,000 円
		その他の地	39,000 円
	カナダ	オタワ	34,000 円
		カルガリー	33,000 円
		トロント	49,000 円
		バンクーバー	49,000 円
		モントリオール	36,000 円
		その他の地	36,000 円
	その他の国		39,000 円
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	25,000 円
		その他の地	23,000 円
	ウルグアイ	モンテビデオ	22,000 円
		その他の地	23,000 円
	エクアドル	キト	27,000 円
		その他の地	24,000 円
	エルサルバドル	サンサルバドル	30,000 円
		その他の地	30,000 円

地域	国名	地名	宿泊費基準額(一夜につき)
	キューバ	ハバナ	14,000 円
		その他の地	14,000 円
	グアテマラ	グアテマラ	34,000 円
		その他の地	32,000 円
	コスタリカ	サンホセ	25,000 円
		その他の地	29,000 円
	コロンビア	ボゴタ	21,000 円
		その他の地	21,000 円
	ジャマイカ	キングストン	52,000 円
		その他の地	54,000 円
	チリ	サンティアゴ	26,000 円
		その他の地	25,000 円
	ドミニカ共和国	サントドミンゴ	34,000 円
		その他の地	33,000 円
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	44,000 円
		その他の地	39,000 円
	ニカラグア	マナグア	14,000 円
		その他の地	14,000 円
	ハイチ	ポルトープランス	18,000 円
		その他の地	18,000 円
	パナマ	パナマ	23,000 円
		その他の地	23,000 円
	パラグアイ	アスンシオン	19,000 円
		その他の地	19,000 円
	バルバドス	ブリッジタウン	47,000 円
		その他の地	64,000 円
	ブラジル	ブラジリア	16,000 円
		クリチバ	12,000 円
		サンパウロ	20,000 円
		マナウス	11,000 円
		リオデジャネイロ	19,000 円
		レシフェ	15,000 円
		その他の地	12,000 円
	ベネズエラ	カラカス	36,000 円
		その他の地	36,000 円
	ペルー	リマ	23,000 円
		その他の地	22,000 円
	ボリビア	ラパス	17,000 円

地域	国名	地名	宿泊費基準額(一夜につき)
		その他の地	17,000 円
	ホンジュラス	テグシガルパ	34,000 円
		その他の地	34,000 円
	メキシコ	メキシコ	19,000 円
		レオン	17,000 円
		その他の地	19,000 円
	その他の国		14,000 円
欧州	アイスランド	レイキャビク	47,000 円
		その他の地	47,000 円
	アイルランド	ダブリン	36,000 円
		その他の地	35,000 円
	アゼルバイジャン	バクー	25,000 円
		その他の地	36,000 円
	アルバニア	ティラナ	19,000 円
		その他の地	19,000 円
	アルメニア	エレバン	27,000 円
		その他の地	30,000 円
	イタリア	ローマ	30,000 円
		ミラノ	31,000 円
		その他の地	24,000 円
	ウクライナ	キーウ	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	ウズベキスタン	タシケント	22,000 円
		その他の地	22,000 円
	英国	ロンドン	47,000 円
		エディンバラ	39,000 円
		その他の地	33,000 円
	エストニア	タリン	19,000 円
		その他の地	23,000 円
	オーストリア	ウィーン	27,000 円
		その他の地	24,000 円
	オランダ	ハーグ	27,000 円
		その他の地	25,000 円
	カザフスタン	アスタナ	30,000 円
		その他の地	30,000 円
	北マケドニア	スコピエ	24,000 円
		その他の地	24,000 円
	キプロス	ニコシア	35,000 円

地域	国名	地名	宿泊費基準額(一夜につき)
		その他の地	31,000 円
	ギリシャ	アテネ	30,000 円
		その他の地	27,000 円
	キルギス	ビシュケク	15,000 円
		その他の地	23,000 円
	クロアチア	ザグレブ	24,000 円
		その他の地	26,000 円
	ジョージア	トビリシ	22,000 円
		その他の地	22,000 円
	スイス	ベルン	33,000 円
		ジュネーブ	40,000 円
		その他の地	33,000 円
	スウェーデン	ストックホルム	34,000 円
		その他の地	27,000 円
	スペイン	マドリード	36,000 円
		バルセロナ	34,000 円
		その他の地	24,000 円
	スロバキア	ブラチスラバ	22,000 円
		その他の地	19,000 円
	スロベニア	リュブリャナ	25,000 円
		その他の地	23,000 円
	セルビア	ベオグラード	28,000 円
		その他の地	21,000 円
	タジキスタン	ドゥシャンベ	23,000 円
		その他の地	23,000 円
	チェコ	プラハ	19,000 円
		その他の地	19,000 円
	デンマーク	コペンハーゲン	34,000 円
		その他の地	34,000 円
	ドイツ	ベルリン	26,000 円
		デュッセルドルフ	23,000 円
		ハンブルク	27,000 円
		フランクフルト	20,000 円
		ミュンヘン	24,000 円
		その他の地	21,000 円
	トルクメニスタン	アシガバット	23,000 円
		その他の地	23,000 円
	ノルウェー	オスロ	33,000 円

地域	国名	地名	宿泊費基準額(一夜につき)
		その他の地	30,000 円
	バチカン	バチカン	30,000 円
		その他の地	30,000 円
	ハンガリー	ブダペスト	21,000 円
		その他の地	20,000 円
	フィンランド	ヘルシンキ	29,000 円
		その他の地	26,000 円
	フランス	パリ	38,000 円
		ストラスブール	27,000 円
		マルセイユ	25,000 円
		その他の地	26,000 円
	ブルガリア	ソフィア	20,000 円
		その他の地	19,000 円
	ベラルーシ	ミンスク	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	ベルギー	ブリュッセル	36,000 円
		その他の地	26,000 円
	ポーランド	ワルシャワ	21,000 円
		その他の地	15,000 円
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	23,000 円
		その他の地	21,000 円
	ポルトガル	リスボン	30,000 円
		その他の地	24,000 円
	モルドバ	キシナウ	22,000 円
		その他の地	22,000 円
	ラトビア	リガ	20,000 円
		その他の地	19,000 円
	リトアニア	ビリニュス	20,000 円
		その他の地	20,000 円
	ルーマニア	ブカレスト	26,000 円
		その他の地	17,000 円
	ルクセンブルク	ルクセンブルク	35,000 円
		その他の地	31,000 円
	ロシア	モスクワ	26,000 円
		ウラジオストク	26,000 円
		サンクトペテルブルク	26,000 円
		ハバロフスク	26,000 円
		ユジノサハリンスク	26,000 円

地域	国名	地名	宿泊費基準額(一夜につき)
		その他の地	26,000 円
	その他の国		23,000 円
中東	アフガニスタン	カブール	28,000 円
		その他の地	28,000 円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	30,000 円
		ドバイ	25,000 円
		その他の地	24,000 円
	イエメン	サヌア	28,000 円
		その他の地	28,000 円
	イスラエル	テルアビブ	34,000 円
		その他の地	32,000 円
	イラク	バグダッド	28,000 円
		その他の地	26,000 円
	イラン	テヘラン	28,000 円
		その他の地	28,000 円
	オマーン	マスカット	14,000 円
		その他の地	27,000 円
	カタール	ドーハ	17,000 円
		その他の地	23,000 円
	クウェート	クウェート	43,000 円
		その他の地	43,000 円
	サウジアラビア	リヤド	43,000 円
		ジッダ	24,000 円
		その他の地	39,000 円
	シリア	ダマスカス	28,000 円
		その他の地	28,000 円
	トルコ	アンカラ	15,000 円
		イスタンブール	23,000 円
		その他の地	21,000 円
	バーレーン	マナーマ	22,000 円
		その他の地	22,000 円
	ヨルダン	アンマン	21,000 円
		その他の地	21,000 円
	レバノン	ベイルート	21,000 円
		その他の地	21,000 円
	その他の国		26,000 円
アフリカ	アルジェリア	アルジェ	38,000 円
		その他の地	37,000 円

地域	国名	地名	宿泊費基準額(一夜につき)
	アンゴラ	ルアンダ	45,000 円
		その他の地	45,000 円
	ウガンダ	カンパラ	30,000 円
		その他の地	34,000 円
	エジプト	カイロ	31,000 円
		その他の地	30,000 円
	エチオピア	アディスアベバ	18,000 円
		その他の地	20,000 円
	エリトリア	アスマラ	25,000 円
		その他の地	25,000 円
	ガーナ	アクラ	34,000 円
		その他の地	34,000 円
	ガボン	リーブルビル	32,000 円
		その他の地	25,000 円
	カメルーン	ヤウンデ	27,000 円
		その他の地	27,000 円
	ギニア	コナクリ	25,000 円
		その他の地	25,000 円
	ケニア	ナイロビ	26,000 円
		その他の地	31,000 円
	コートジボワール	アビジャン	29,000 円
		その他の地	29,000 円
	コンゴ民主共和国	キンシャサ	37,000 円
		その他の地	37,000 円
	ザンビア	ルサカ	36,000 円
		その他の地	32,000 円
	ジブチ	ジブチ	29,000 円
		その他の地	41,000 円
	ジンバブエ	ハラレ	45,000 円
		その他の地	38,000 円
	スーダン	ハルツーム	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	セーシェル	ビクトリア	33,000 円
		その他の地	33,000 円
	セネガル	ダカール	39,000 円
		その他の地	39,000 円
	タンザニア	ダルエスサラーム	24,000 円
		その他の地	28,000 円

地域	国名	地名	宿泊費基準額(一夜につき)
	チュニジア	チュニス	29,000 円
		その他の地	32,000 円
	ナイジェリア	アブジャ	31,000 円
		その他の地	41,000 円
	ナミビア	ウィントフック	19,000 円
		その他の地	22,000 円
	ブルキナファソ	ワガドゥグー	30,000 円
		その他の地	30,000 円
	ベナン	コトヌ	37,000 円
		その他の地	37,000 円
	ボツワナ	ハボローネ	21,000 円
		その他の地	21,000 円
	マダガスカル	アンタナナリボ	24,000 円
		その他の地	31,000 円
	マラウイ	リロングウェ	24,000 円
		その他の地	24,000 円
	マリ	バマコ	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	南アフリカ共和国	プレトリア	16,000 円
		その他の地	23,000 円
	南スーダン	ジュバ	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	モーリシャス	ポートルイス	44,000 円
		その他の地	42,000 円
	モーリタニア	ヌアクショット	16,000 円
		その他の地	16,000 円
	モザンビーク	マプト	20,000 円
		その他の地	21,000 円
	モロッコ	ラバト	20,000 円
		その他の地	20,000 円
	リビア	トリポリ	26,000 円
		その他の地	26,000 円
	ルワンダ	キガリ	30,000 円
		その他の地	30,000 円
	その他の国		25,000 円
その他の地域			24,000 円

13.中小企業の会計に関する基本要領等について

中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示したものです。また、中小企業の会計に関する指針（中小指針）は、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したものです。

※詳細については、中小企業庁ホームページをご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.html

14.地域経済分析システム（RESAS：リーサス）

地域経済分析システム（RESAS：リーサス）は、地方創生の様々な取組を情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）が提供しています。 自治体職員の方や、地域の活性化に関心を持つ様々な分野の方によって、効果的な施策の立案・実行・検証のためなどに広く利用されています。経営計画の作成時などに、適宜ご活用ください。

※詳細については、政府の専用ホームページをご参照ください。

https://resas.go.jp/

15.収益納付

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります（これを「収益納付」と言います）。

本補助金については、補助事業により直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。なお、ここで言う「補助金により直接生じた収益」は、以下のようなケースを想定しています。

※第 20 回公募にて、賃金引上げ特例・加点を選択し、収益納付が発生する内容の補助事業を実施する場合、収益金額の算定期間は、補助事業者が設定する補助事業終了日にかかわらず、一律で補助事業実施期限日（2028 年 3 月 31 日）までとなります。補助事業を早期に終了した場合でも、2028 年 3 月 31 日までに直接生じた収益を算定してください。

＜補助金により直接収益が生じる（⇒交付すべき補助金から減額する）ケースの例＞

（1）補助金を使って購入した設備で生産した商品の販売・サービスの提供による利益（機械装置等費等が補助対象の場合）

（2）補助金を使って構築した自社のネットショップ（買い物カゴ、決済機能の付加）の活用での販売や、他社の運営するインターネットショッピングモールでの販売による利益（ウェブサイト関連費が補助対象の場合）

（3）補助金を使って実施または参加する展示販売会での販売による利益（展示会等出展費等が補助対象の場合）

（4）補助金を使って開発した商品の販売による利益（新商品開発費等が補助対象の場合）
（5）販売促進のための商品PRセミナーを有料で開催する場合に、参加者から徴収する参加費収入（借料等が補助対象の場合）

上にあるケースのような補助事業を行う場合は、電子申請システムの「申請情報入力」画面にある「補助金交付申請情報」の「補助事業に関して生ずる収入金に関する事項」は「あり」と回答のうえ、「該当事項」には「参加者から徴収する参加費収入」、「展示販売会での販売による利益」等と簡潔に記入してください。なお、「商品の生産やサービスの提供に直接関わりをもたない備品の購入」、「チラシの作成や配布」、「ホームページの作成・改良（ネットショップ構築を除く）」、「広告の掲載」、「店舗改装」などは、収益との因果関係が必ずしも明確でないため、ここでいう「補助金により直接生じた収益」には該当しないと考えます。

16.「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める「過疎地域」

「過疎地域に所在する事業者」として、採択審査時の政策加点となる地域は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、同法に定める「過疎地域」「みなし過疎地域」及び「一部過疎地域」に該当する以下の地域です。

※総務省ホームページ「過疎対策」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm

17. 中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー

補助金・中小企業庁の設置する各種相談窓口等で申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報は、中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーに則り、効果的な政策立案や経営支援等（申請者への各種情報提供、支援機関による個社情報閲覧等）のために、行政機関（中小企業庁・経済産業省）やその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関、施設等機関に提供・利用され、かつ、支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認があれば支援機関にも提供される場合がございます。 本申請を行うことにより、本データ利用に同意したものとみなします。詳細は、以下の中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーをご参照ください。

中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー

補助金・行政手続（※）・中小企業庁の設置する各種相談窓口等で申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報は、中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーに則り、効果的な政策立案や経営支援等（申請者への各種情報提供、支援機関による個社情報閲覧等）のために、経済産業省、中小企業庁及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者であって、ミラサポコネクト上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めたものに限る）に提供・利活用され、かつ、支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認があれば支援機関にも提供される場合があります。

上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用に同意したものとみなします。ただし、行政手続については、データ利活用につき個別に同意いただいた場合に限るものとし、申請時に添付するチェックシートにて同意の可否を選択いただきます。

（※）「行政手続」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づく経営力向上計画の申請、事業継続力強化計画の申請、経営革新計画の申請を指します。

なお、申請は新規・変更の両方を含みます。また、経営力向上計画の申請は、経済産業省（経済産業部局）宛のみの申請に限ります。

○補助金・行政手続・中小企業庁の設置する各種相談窓口等で申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）は、データの区分に従い、効果的な政策立案や経営支援等のために、以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める利活用目的で利活用され、提供先に提供（提供を受けた中小企業庁又はその業務委託先からさらに第三者に提供される場合も含みます。以下同じです）される場合があります（以下「本データ利活用」といいます）。

○申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報は、法令等により認められる場合を除き、以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める利活用目的以外の目的に利活用されることはなく、また、提供先以外に提供されることはありません。
なお、申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報については、中小企業庁の判断により提供されない場合や提供先を制限する場合があります。

○支援機関情報、支援情報、その他の第三者に関する情報が含まれる情報（以下「支援機関等情報」といいます）について、以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める利活用目的に利活用され、提供先に提供される場合があることについて、申請者は、支援機関等情報について権限を有する者から事前に承諾を得るものとします。

○申請・利用・報告等を行うことにより、本データ利活用に同意し、申請等に当たり提供いただいた情報を包括的に本データ利活用に供することに同意したものとみなします。ただし、行政手続については、本データ利活用につき個別に同意いただいた場合に限るものとし、申請時に添付するチェックシートにて同意の可否を選択いただきます。

○なお、令和 6 年度以降、ミラサポコネクト（https://mirasapo-connect.go.jp/corporation）の事業者向けデータ利活用許諾管理機能（データ利活用の範囲について個別の設定を可能とする機能）により本データ利活用への同意の範囲について変更することが可能になる予定です。本データ利活用のうち申請時の提供情報の中小企業庁及びその業務委託先以外の提供先への提供については、ミラサポコネクトの事業者向けデータ利活用許諾管理機能が実装されて以降、実施するものとします。

○申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報を以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める提供先に提供する場合、提供先に対し、提供を受けた情報について適切な管理及び取扱いを行うことを義務付けることとしています。特に、政策の効果検証（EBPM）の実施において、大学その他の研究機関・施設等機関に所属する研究者については、EBPM 目的（研究活動だけでなく学術論文の作成・発表までを含みます）のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書をあらかじめ中小企業庁と取り交わした機関に所属する研究者であって、ミラサポコネクト上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めたものに限り、提供することとしています。さらに、支援機関に個社名（個人の場合は当該個人の氏名）つきの詳細な情報を提供する場合はミラサポコネクト上で申請者に対し個別に同意を取得することとします。

○支援機関からのデータ開示依頼への承認や事業者向けデータ利活用許諾管理機能の利用に当たっては、ミラサポコネクトへの G ビズ ID を用いた会員登録が必要となります。
また、中小企業庁等からの申請者への各種情報提供や支援機関からのデータ開示依頼に当たって、申請時に登録いただいたメールアドレスにメールをさせていただく可能性がありますのでご留意ください。

○補助金につき採択となった案件については、法人番号、法人名、都道府県、市区町村、事業計画名、補助金名、申請年度、申請応募回、採択、支援機関名等を中小企業庁ホームページ、ミラサポコネクト、その他中小企業庁が運営するウェブサイト等で公表する場合があります。また、行政保有データのオープンデータ化推進の観点から、行政手続の申請等に当たって提供いただいた情報については、申請時に添付するチェックシートにて同意した場合には、gBizINFO（経済産業省が運営する政府保有の法人情報のオープンデータ化サイト、https://info.gbiz.go.jp/）において、認定等の事実、認定日等を公表する場合があります。

○本データ利活用に関するお問合せは、以下の宛先までお願いいたします。

【中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー窓口】
info@mirasapo-connect.go.jp

【利活用目的・データ区分・データ提供先】

利活用目的	データの区分													提供先							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	3	4	5	6	7	8
	申請者の識別・属性情報	共同申請者情報	事業・営業情報	承継情報	担当者情報	財務情報	事業計画	申請事業内容	審査情報	制度活用情報	課題に係る情報	支援機関情報	支援情報	経済産業省（中小企業庁を除く外局を含む）	中小企業庁及び業務委託先	独立行政法人（※1）	大学その他の研究機関・施設等機関（※2）に所属する研究者	支援機関（※3）	中小企業・小規模事業者（※4）	申請者本人	ホームページ・gBizINFO
政策の効果検証（EBPM）の実施（※5）	○					○			○	○				○	○	○	○				
効果的な政策立案や経営支援、業務効率化等のための行政機関内での情報共有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
申請者本人による過去の申請情報等の一括した保存・閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○							○	
将来的な申請の円滑化に向けた申請情報の活用（ワンスオンリー等）	○	○	○		○	○	○	○		○				○	○	○					
中小企業・小規模事業者に対する経営支援情報（補助金や支援者等）の紹介	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○			
経営相談に際する支援者による中小企業・小規模事業者の情報の閲覧	○	○	○			○	○	○		○	○	○				○		○			
支援機関の支援実績や専門知見等の見える化	○	○				○						○	○	○	○	○		○	○		
事業者・支援機関への支援者情報の提供・マッチング												○	○	○	○	○		○	○		
政府保有情報のオープンデータ化（※6）	○							○		○		○									○

（※1）「独立行政法人」とは、利活用目的等に照らし中小企業庁が認めた独立行政法人を指します。

（※2）「大学その他の研究機関・施設等機関」とは、ミラサポコネクト上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めた大学その他の研究機関及び施設等機関を指します。なお、利活用可能なデータは、下掲（※5）のとおりとします。

（※3）「支援機関」とは、以下のとおりです。なお、ミラサポコネクト上で支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認が得られた場合に限り、当該申請者の個社名（個人の場合は当該個人の氏名）つきの詳細な情報が利活用可能となります。

- 特殊法人（株式会社日本政策金融公庫等）
- 特別法人及び特別法人に所属する組織（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び各単会等）
- 中小企業庁の設置する各種相談窓口（よろず支援拠点等）
- 中小企業庁所管法律に定められる中小企業支援者（認定経営革新等支援機関等）
- 中小企業庁の所管する事業における中小企業支援者（中小企業 119 の専門家・地域プラットフォーム等）

（※4）「中小企業・小規模事業者等」への提供データは、採択発表時の公表情報とします。

- 法人名・都道府県・市区町村
- 事業計画名
- 補助金名・申請年度・申請応募回、採択
- 支援機関名　等

（※5）「政策の効果検証（EBPM）の実施」に係る誓約書を取り交わした研究者等に提供するデータは、以下のとおりとします。

- 法人：法人番号
- 個人事業主：企業名、住所、代表者名、電話番号
- 従業員数、資本金、事業所数、設立年（個人事業主は創業年）、都道府県 、業種 （主な業種、日本標準産業分類の中分類）
- 売上高、 経常利益 、付加価値額（粗利、減価償却費）
- 審査結果（採択/不採択）、審査点
- 補助金名、申請年度、事業実施年度、応募回

（※6）ホームページ（中小企業庁ホームページ、ミラサポコネクト、その他中小企業庁が運営するウェブサイト等）・gBizINFO において、以下の項目を公表する場合があります。

- 【補助金で採択となった案件】法人番号、法人名、都道府県、市区町村、事業計画名、補助金名、申請年度、申請応募回、採択、支援機関名等
- 【行政手続で認定等となった案件】認定等の事実、認定日等

なお、上記のデータ区分は、以下のとおりです。

No.	データ区分	定義	具体例
1	申請者の識別・属性情報	申請者を特定し、又は申請者に到達することが可能な情報及び法人の規模や体制を示す情報	Gビズ ID 申請者名（法人名／屋号等を含む） 本店住所・代表電話番号 代表者名 従業員数、事業所数、設立年（個人事業主は創業年）、都道府県、市区町村、業種（主な業種、日本標準産業分類の中分類） 等

No.	データ区分	定義	具体例
2	共同申請者情報	補助金等の事業に申請するに当たり、申請者が提携する法人及び所属する組織の情報	連携先情報 加入組織情報　等
3	事業・営業情報	申請者の事業概要及び特許情報、取引情報等、事業活動において有用となる技術上又は営業上の情報（営業秘密となる情報を含む）	事業内容 特許情報 販売先／仕入れ先 株主・出資者　等
4	承継情報	申請者の事業を承継した（承継する予定の）法人等に係る情報又は申請者に事業を承継させた（承継させる予定の）法人等に係る情報	事業承継状況 承継者・被承継者の要件 承継先・被承継者の基本情報　等
5	担当者情報	申請者において、補助金の申請を担当している部門名及び従業員の氏名並びにその連絡先	申請担当者名 申請担当者の所属部署 申請担当者の連絡先　等
6	財務情報	申請者の確定申告及び財務三表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）に記載されている情報及びそれらの情報から算出された経営・財務指標	確定申告書等に記載されている情報 貸借対照表に記載されている情報 損益計算書に記載されている情報 各種利益率 ローカルベンチマーク　等
7	事業計画	申請者の中期経営計画及び補助金等の申請をした事業に係る計画の内容	中期経営計画 その他事業計画　等
8	申請事業内容	申請者が補助金等を申請する事業の概要並びに補助金交付金額及び費用などの情報	申請事業名・概要 補助金交付情報　等
9	審査情報	申請に対して審査員等が審査をした際の情報	審査点　等
10	制度活用情報	過去に認定・承認を受けた補助金・行政手続の情報又は申請中の補助金・行政手続の情報	補助金交付の履歴 行政手続の履歴（認定等の事実、認定日等） 申請年度・事業実施年度、申請応募回　等
11	課題に係る情報	申請者が抱える課題等、申請者から支援者又は支援機関が収集した情報	事業者が抱える課題 支援機関への相談内容　等
12	支援機関情報	支援機関として登録している情報	認定支援機関 ID 認定支援機関名 認定支援機関のサービス内容 認定支援機関の資格保有内容　等 支援内容 等
13	支援情報	申請者が支援機関から受けた支援に関わる内容	支援内容　等

中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーは、中小企業庁のホームページにも掲載しています。
【中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー】
https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/data_policy/

18.事業スキーム図

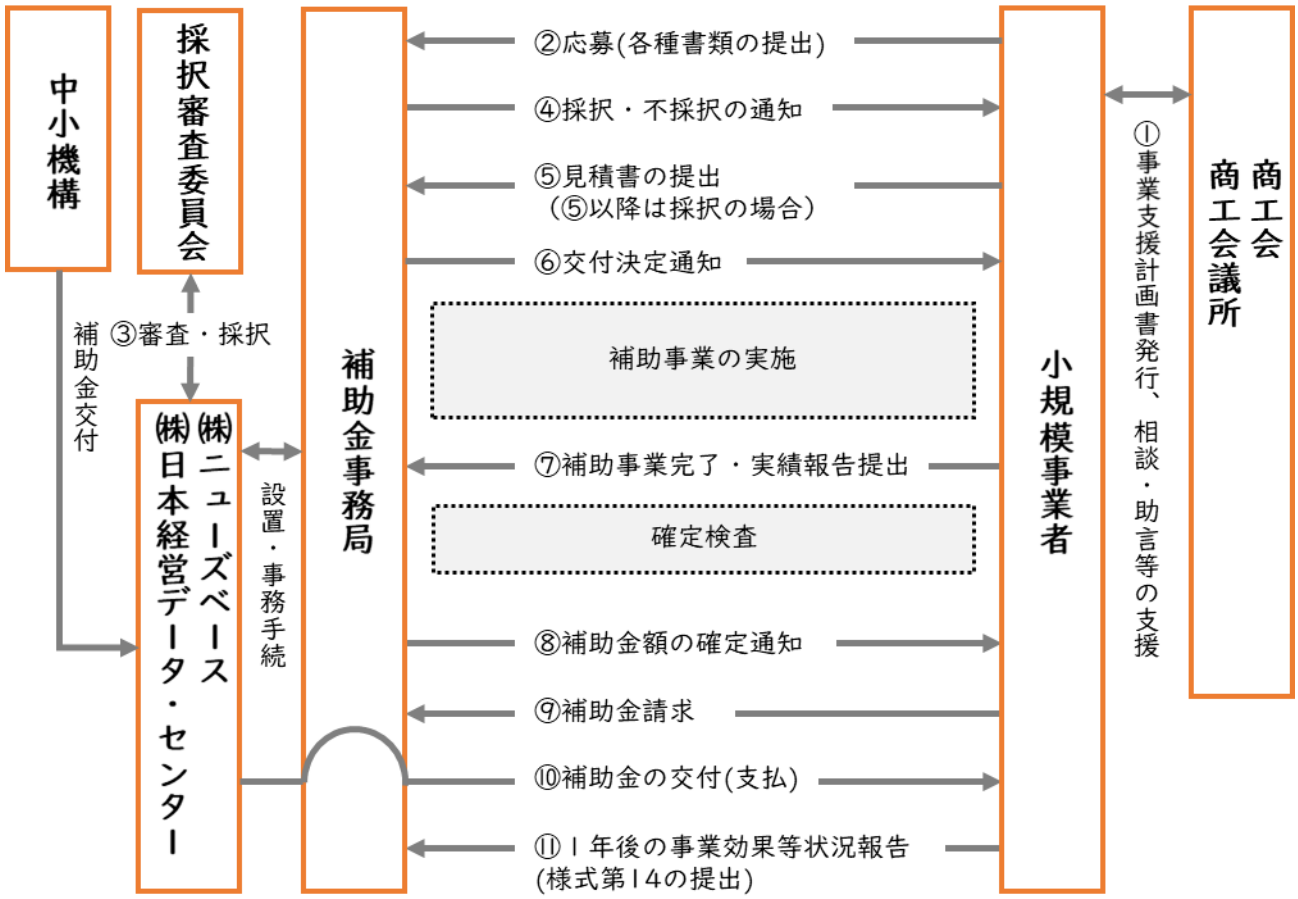
中小機構
採択審査委員会
補助金事務局
小規模事業者
商工会
商工会議所
補助金交付
③審査・採択
設置・事務手続
㈱ニューズベース
㈱日本経営データ・センター
②応募(各種書類の提出)
④採択・不採択の通知
⑤見積書の提出
(⑤以降は採択の場合)
⑥交付決定通知
補助事業の実施
⑦補助事業完了・実績報告提出
確定検査
⑧補助金額の確定通知
⑨補助金請求
⑩補助金の交付(支払)
⑪1年後の事業効果等状況報告
(様式第14の提出)
①事業支援計画書発行、相談・助言等の支援